

産業構造審議会  
保安分科会 第6回火薬小委員会  
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会

保安分科会 第6回火薬小委員会

議事次第

日 時：平成28年1月22日（金）10：00～12：00

場 所：経済産業省111各省庁共用会議室（経済産業省別館11階）

○ 議 題：

（報告・討議事項）

1. 産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について

（審議事項）

2. 平成28年度以降の技術基準等の見直しについて（案）

3. その他

○福島鉦山・火薬類監理官 定刻となりましたので、ただいまから産構審保安分科会第6回目の火薬小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、臨時委員8名のうち7名の方のご出席、1名の方の代理出席をいただいております。本日の会議におきましては、公開によりとり行われること、配付資料、議事録等につきましても、原則、公開とさせていただきますことをご了承いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、商務流通保安審議官の住田からご挨拶をさせていただきます。

○住田商務流通保安審議官 皆さん、おはようございます。商務流通保安審議官の住田でございます。皆様には、日ごろから火薬類の保安行政に関しまして多大なご協力をちょうだいいたしております、ありがとうございます。

このたび、平成10年からこの関係の部会に携わっていただきまして、平成20年から委員長として務めていただきました小川先生が、委員長を退任されるということになりました。在任中にはいろいろな形でご尽力をいただきまして、大変ありがとうございました。心から感謝申し上げたいと思います。

火薬類の保安に関しまして、私も昨年、例えば菱刈鉦山などに行って火薬の使われる現場というのを実感したりしてまいりました。また最近では、靖国神社の火薬類の爆発事件などもございまして、もちろん花火もありますけれども、いろいろな形で火薬類というのは私どもの生活の身近なところにもあるものだなというふうに思っておるところでございますが、保安全体としましては、昨年から規制のスマート化というようなことを推進し、検討をしてきているところがございます。この規制のスマート化というものも含めまして、私ども全体として、産業保安のスマート化というのを進めていこうというふうに考えておるところでございます。

といいますのは、一方で技術開発が非常に速いスピードで進展をしております、特に第4次産業革命とも呼ばれるようなI o TとかビッグデータとかA Iといったようなものの利用がこれからますます我が国経済にとって重要になってくるわけでございますが、そういう意味からしても、こういったデータを活用しながら、保安の水準も維持しながらということで、何かできるのではないかなとも思っておるところでございます。いろいろなデータを活用することによって、事故やヒヤリハットのようなものも防ぐことはいろいろ

ろな意味でできますし、そういった活用も図っていきたいと思っておるわけでございます。

今回の小委員会におきましては、技術基準の見直しというのを中心的なテーマとしてご議論いただきたいと思うわけでございます。この技術基準については非常に古くから同じような形でやってきたわけでございますけれども、それを逐次改正をしているとはいえ、必ずしも現在のいろいろな産業界の実態、あるいは経済全体の状況にマッチしたものにはなっていないというような部分もまだあるかもしれないということもございます。また、規制自体を合理化していくということの中で、性能規定化というようなものも大いに進めていく必要があるということでございます。

今回の小委員会では、その後の合同WGでの検討なども踏まえまして中間整理がされたわけでございますが、この中間整理に沿って6つほどのテーマについて、またこの合同WGでその後検討されたテーマについてご審議をいただきたいというふうに思います。今回のご審議を経まして成案が得られたものから、順次、省令の改正などを進めていきたいというふうに考えてございますので、本日はぜひ忌憚のないご意見をちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 続きますので、今、住田のほうからご紹介のございました前委員長・小川先生にお越しいただきましてございますので、ご挨拶をちょうだいいたします。

○小川前委員長 おはようございます。今お話がありましたように、さきの11月で一応任期満了ということで小委員長を退任させていただきました。非常に皆さんにご協力いただきまして、どうもありがとうございます。

ご存じのように、火薬類というのは瞬間的に非常に大きな力を出すということで、産業界にとって非常に重要であり、また花火などでも皆さんを楽しませていただく非常に重要な物質ですが、使い方が悪いと、非常に大きな事故、大惨事を起こす可能性があります。そういう意味で、火取法でいろいろ規制しておられると思うのですが、昔の火薬の事故というのは、非常に大きな事故でたくさんの方が亡くなるというのが結構あったのですが、技術の発展と皆さんのいろいろなご努力で、最近ではそういう重大事故は、件数はそれなりに幾つかあるのですが、なくなってきております。ただ、最近ではテロの問題とか悪用されることもありますので、ますます火薬の保安というのは非常に重要になってきていると思っております。また、ちょっと気を許すと大惨事を起こすという可能性もありますので、そういう意味で、この審議会で皆さんいろいろお知恵を出して議論していただきまして、今後とも新井委員長のもとで火薬の保安についてご審議していただ

いて、事故をなくすように努めていただければと思います。

私、小委員長を務めさせていただきまして不行き届きのところもたくさんあったかと思  
いますけれども、皆様のおかげで一応無事務めさせていただきました。どうもありがとう  
ございました（拍手）。

○福島鉦山・火薬類監理官 本当にお疲れさまでした。

それでは、小川前委員長の後任でございますが、通常、互選という形もございますが、  
制度によりまして、産構審の親分科会であります保安分科会長からのご指名という方法も  
ございまして、今回は分科会長からのご指名ということで、新井委員の委員長選任という  
ことをいただいております。

それでは、新井委員長より一言、よろしく願いいたします。

○新井委員長 ただいま委員長のご指名を受けました新井でございます。今後よろしく  
お願いいたします。

今回、ずっと規制の適正化、スマート化ということを進めております。科学者の端くれ、  
特に火薬化学をやっている者の端くれといたしましては、火薬というもの、先ほど小川先  
生の話にもありましたように、扱い方によっては極めて危険な状態になりますけれども、  
火薬という物質をもう一回よく考えてみたときに、爆発するようなものというのは世の中  
にたくさんございますけれども、その中で最も安全なものを探してきて火薬に使っている  
ということ、まずもって認識していただきながら考えていただくといいのかなというふ  
うに思います。正しい使い方をすれば決して危ないものではない、非常に安全なもので  
あるということがまず第一にあって、その中で、正しく扱う、適正に扱う、正しいものを選  
んでいくということなのかなと思います。そういう気持ちで規制の適正化というのをやっ  
ていこうというふうに考えております。

昨年、前回6月の火薬小委員会では、火薬類の技術基準の見直しについて中間整理を行  
いました。本日は、前回の中間整理を受けて、11月に産業火薬保安WGと煙火保安WGの  
合同WGを2回開催いたしまして、検討を進めてまいりました。その検討状況と今後の進  
め方について本日はご審議いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては新井委員長をお願いいたします。

○新井委員長 それでは、ここからの議事進行を私のほうで進めてまいりたいと思いま  
す。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 資料確認につきましては、時間もないものですから割愛させていただきます。何か足りないというものがあれば、挙手をいただければと思います。

○新井委員長 わかりました。それでは、その都度その都度、足りないものがあつたら挙手をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

最初の議題は、産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 それでは、資料1-1、パワーポイントのものをご用意いただければと思います。1枚おめくりいただければと思います。1ページ目をお願いいたします。

1ページ目が、本日に至るまでの全体的な流れでございます。一番左側、昨年3月に今回の流れの火薬小委員会を開始いたしまして、6月に中間整理をしていただきました。その後、合同WGでの議論を経まして、一番右、本日の火薬小委員会に至ってございます。合同WGで議論された項目と火薬小委員会でご議論あるいは報告させていただく項目、同じものを入れさせていただいてございますけれども、今回この場でご審議いただくものは、小委員会のそもそもの役割といたしまして省令改正を伴うもの以上のものということになってございますので、この1ページの一番右端の赤字のところ、赤字の項目についてご審議いただくことになってございます。それ以外につきましてはご報告事項とさせていただきます。

2ページでございます。こちらが審議いただく項目1から6でございます。この項目に従いましてご説明をさせていただきます。

3ページをおあげいただければと思います。まず、製造の技術基準の見直しでございます。これは、1-1の資料の次に配付させていただいている1-2、A3の縦長の大きい資料、こちらのほうで全体をご説明させていただこうと思っております。A3のこの2枚紙ですけれども、これが製造にかかわる技術基準の全てでございます。その1ページ目のほうが製造設備、施設、いわゆるハードです。2ページ目のほうが製造方法にかかわるものでございます。

1枚目のその1のほうに戻っていただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。今回の見直しについてでございますが、この項目の中で黄色あるいは薄い赤で示させていた

だしているもの、この部分について見直しを行っていく予定でございます。

見直しの考え方でございますが、この表の一番上の右端、紫色でスラッシュしているところ、こちらに見直しの方向性が記載されてございます。すなわち1つ目が性能規定化、これが一番大きな話でございますけれども、その次が、「明確化」と書いてございますが、そもそも基準の趣旨の明確化、加えまして規制対象の明確化、これをしていこうと。あとは整理統合、3つを1つに統合したほうがわかりやすいといったもの、あるいは逆に1つを3つに分けるものというものがございます。

それと、あと重要なことは、一番上の薄い緑、技術基準の目的。非常に小さい字で恐縮でございますが、ここはこの技術基準の考え方のポイントになってございます。一番左からでございますけれども、まずは火薬類の発火・爆発発生時の被害抑制策。要するに、発火あるいは爆発しても、その施設の外に対して影響を与えないということがまず大前提です。その上で、その右の項目、火薬類の発火・爆発防止策です。これは、直接的な発火・爆発を防止する策と間接的な発火・爆発を防止する策でございます。具体的には、この直接的な発火・爆発防止策の中の括弧書きで、熱とか摩擦とか衝撃等々物すごいさまざまなリスクについて、広範にこの基準の中でカバーしていくといったような考え方でございます。

これらに加えて、その他の中では情報提供——情報提供というか、要は火薬の存在についてしっかりと情報を共有するという。加えて盗難防止、あるいはその他の中にございますように、国際条約への絡みみたいなものがこの技術基準の中に込められているというものでございます。

特に今回は性能規定化が一つの大きな柱でございまして、この右端の紫色の縦の列の一番左側、現行の制度の中で性能規定化がどういった状況になっているか。○となっているのは、既に性能規定化されているものでございます。したがって、×になっているもの、まだ性能規定化されていないものについて、現場サイドからのニーズに基づき性能規定化するのが適切であるというものについては性能規定化していこうということで、その1つ右の性能規定化の方向の中で○と書かれているところ、これらを性能規定化していくと、こんなような全体像でございます。

今のこの全体像をご理解いただきました上で、今の1-2のその次の資料、1-3と1-4に移っていただければと思います。

この1-3、1-4が、それぞれの今一覧表にございました項目の中で、見直しを行う

基準の現行規則がどういったことになっていて、それに対して見直しはこういった方向でやっていくのかといったようなことを整理させていただいたものです。これらにつきましては、合同WGのほうで全案件についてご説明させていただき、ご指摘もいただいた上で、そのご指摘を踏まえた結果が、きょうお示しさせていただいているこの2つの資料でございます。きょうは、この全てをご説明申し上げるのは時間もかかってしまいますので、この中で幾つか特徴的なところを簡単にご説明させていただきます。

まず、資料1-3の1ページの左側に「号」と書いてあるところ、3です。この紙の構成でございますが、左側は現行の規則です。四角囲いの中で「現行規則」と書かれているものが、実際の規則で書かれている内容です。ただ、これは非常に理解するのが難しいので、それを解釈したものがその下の規制の趣旨でございます。対しまして、右側は一番上に見直しの考え方、そして見直し後の規則の具体的イメージ。加えまして、見直し後の規則に係る例示基準の考え方。そして、この見直しがなされるとどういった効果があらわれるのかといったところ。この中でも特に左側の規制の趣旨、上側の見直しの考え方、見直しの効果、下線を引っ張っている中身でございますが、こちらのほうを中心に説明させていただきます。

まず、3号でございますけれども、こちらは危険区域が森林内に設けられている場合に、森林火災による危険区域への延焼、要は外からの延焼を防ぐために、境界柵の外側2メートル幅以上の空地をあげなければいけないといったような規制になってございます。

これに対しまして見直しの考え方は、右上でございますけれども、2メートル幅以上の空地の設置と同程度以上の延焼防止効果が考えられる措置が存在するのであれば、そうした措置による対策も認めるべきではないか。例えばスプリンクラーをワーストを使うとか等々でございます。そうすることによりまして、要は空地以外の延焼防止措置が利用可能となるわけでございます。

2つ目は、その下7.3のご説明をさせていただきます。左下の規制の趣旨でございますけれども、落雷による火薬類の発火・爆発を防止する観点から、告示で定められている特定の避雷装置の設置、要は、この避雷装置を使いなさいというのが明示されています。

対しまして見直しの考え方としましては、告示に定めている特定の避雷装置以外にも同程度以上の性能をもつものが開発されていることから、これに限定せず、新たな避雷装置を導入可能なように性能規定化すべきということでございまして、見直しの効果もそういうことでございます。



次のページでございます。これは現行規則3つに定めているものを1つにまとめようというものでございまして、これは趣旨としてはわかりやすくというものでございますので、詳細はご説明を割愛させていただきます。

次の3ページ、これは11号でございますけれども、左下の規制の趣旨のところには規制の中身がございまして、3つの点について1つの中で規制がなされていると。したがって、この3つをよりわかりやすくするために、今度は1つの基準を3つに分けてしまおうといったような趣旨でございます。

次の4ページでございますが、これも3つに分けているもの。これは、いずれも危険工室といわれる工室内の面、部屋の中のことを規制しているものでございまして、これらも3つに分かれていることが非常にわかりにくいということでございまして、1つにまとめてわかりやすくするといったような趣旨でございます。

あと、8ページでございますが、8ページの22.3号。これは、今回数少ない規制を強化するといったようなものになってございます。左下、規制の趣旨。危険工室内の火薬類の加熱による発火防止のため、特に加熱状態が想定される硝化設備と乾燥設備において、最低限必要な温度測定装置の設置を義務づけています。

これに対しまして、右上、見直しの考え方でございますが、硝化設備や乾燥設備に限らず、過熱状態を発生させるような可能性のある設備に対しては、すべからず温度測定装置を設置すべきではないかといったようなことでございます。ですから、これは従来2つの施設だけに規定されていたことでございまして、本来的には、目的としては過熱状態を発生させる可能性があるところには、全て温度測定装置は設定されるべきであったといったようなことでありますから、そういった方向で導入を図っています。

次に、資料1-4でございます。もう一つのほうです。今度は、いわゆる製造の方法についてでございます。

まず最初の1ページ目、3号でございますけれども、現行規則は、危険作業を行う工室内の作業者を当該工室内での作業に必要な最小限の人数に限定し、作業に特に関係のない者を工室内に入れないことが目的。

右上ですけれども、見直しの考え方。これは昔——昔というのは、昭和25年の法制定された当時でございますが、あの工程を前提とした工程の分けごとに上限が規定されてしまっていて、現在の技術に見合った工程の設定がされてない。したがって、現在の技術に見合った工程を前提とした上限設定を求めるべきということでございまして、見直し

の効果として、現行に見合った設計あるいは人員配置が可能になるということで、時代に即した対応ができるということになります。

その次、6号でございますけれども、左下、規制の趣旨、異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置でございますけれども、右上の見直しの考え方としましては、異物混入により発火・爆発の危険性が増大する火薬類を扱う危険工室や一時置き場に対してのみ適用すべきではないか。要するに、本来の目的が異物混入でございますので、異物混入の可能性のある施設だけの対応で済ませるべきではないかということで、従来、すべからくどの部屋に対しましてもこういった措置がとられる必要があったのですけれども、そういった必要がないと考えられるところの義務が外れるというのが見直しの効果でございます。

製造の方法の1-4につきましては、今のご説明とさせていただきます。

最初の資料1-1のほうに改めて戻っていただければと思います。3ページでございますが、(1)で前回の小委員会における中間整理。もう既にこれは性能規定化をすべきといった流れ。(2)では、合同WGでの検討状況。今の私のご説明に至るまでに、WGのさらに前段階で、火薬工業さんのほうで検討委員会を設けて5回にわたって検討いただいて、しっかりとご議論いただいているといったようなことをご理解いただければと思います。

次のページでございますけれども、合同WGにおいてはさまざまな意見が出されました。

次のページでございます。5ページです。今後の方向性でございますけれども、本日も審議いただき、ご了解いただいた後に法令用語の精査を行い、省令改正の手続を行っていく。

②でございますが、特に性能規定化をすることによって、都道府県等の許可権者によって判断のばらつきが生じないように、判断基準や例示基準の策定等を省令の施行日までに行っていく必要がございます。

追記でございますけれども、括弧書きでございますが、今回は製造ですけれども、平成28年度以降は、貯蔵あるいは消費の段階における技術基準の見直しに着手していくという方向性でございます。

以上でございます。

○新井委員長 時代の流れというか、現状に即したという部分、わかりやすくという部分、幾つかあったと思いますけれども、そういう方向で見直してきたということだと思います。産業火薬保安WG座長の三宅先生、何か補足等ございますでしょうか。

○三宅委員 WGのほうでいろいろな議論を経て、今回の結論というか、きょうの資料に一つの結論を導いたということと理解していますけれども、当然今までの審議の中で結論が得られたものと、一方では、さらに精査をした上で検討を進めなければいけない事項というのがあると思いますので、そこら辺をきちんと分けて考えるという必要があると思います。

特に保安行政というか産業保安規制のスマート化というのは、ある意味では効率化を進めていきたいと思いますということだと思っておりますけれども、その前提となるのは、先ほどの審議官のお話にもありましたように、安全、保安を確保した上でというのが大前提ですので、ここを落とすことのないようにさらに進めていくということ。

それから、例えば、欧米の規制とかレギュレーションとの比較ということがなされるのが今後あるかもしれないのですが、そこにおいては、我が国の法のたてつけの話もありますし、規制と保安に関する考え方の違いというものもあると思うので、そこら辺もよく見比べながら進めていくということが必要だろうというふうに思います。

その上で、これは別の会議で話があったことですが、日本の規制というのは非常にきめ細かくできているというところから、ややもすると規制をクリアすることがイコール安全で、それでオーケーだというふうに思ってしまうとこれはまたまずいので、さらに安全を高度化していくということを忘れずにいろいろな作業を進めていければというふうに考えています。

以上です。

○新井委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの監理官の説明について、皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○三浦委員 ありがとうございます。WGの皆様も大変だったと思うのですが、まとめていただいて、ありがとうございます。いろいろ解説していただいて、資料が多いので大分簡略化していただいて、ありがとうございます。

5ページなのですが、方向性のところで実は1つ気になっているところがありまして、②です。「性能規定化により、都道府県等許可権者により判断がばらつかないよう、判断基準や例示基準の策定等を、省令の施行日までに行う。」と、ここが非常に気になっておりまして、前の前の前のってずっと権限移譲の話でここはさんざんしたところでして、今現実的に、以前各都道府県の表とかもみせていただいたのですが、本当に理解度とか

人の問題です。行政の方は早く交代してしまうとか、担当者がころころかわるとか、火取も法律がいろいろ複雑なので、なかなか判断ができなくて本省のほうにお電話が来るとかというお話も過去に何度か聞いておりました。

ですので、この②のところは非常に気になっているところでございます。もちろんオールジャパンの法律ですから、神奈川県さんのようにトップを走っている県もあれば、なかなかそうじゃない県の差が非常に激しいというのをお聞きして、そこは不安でございますので、どうか全国的にこれがきちんとばらつきがないようにやっていっていただけるように、都道府県の行政を巻き込んでやっていただけるように慎重にお願いしたいというふうに思います。

○新井委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○東嶋委員 東嶋です。簡略にわかりやすくご説明いただいて、ありがとうございました。

今、三浦さんからもお話があった件と関連しているのですけれども、内容としては、方向性としては性能規定化の方向で、WGでもしっかり業界の方にやっていただいて、これではよろしいのかと思うのですけれども、もっと広い専門以外の目からみていただくという意味で、例えば都道府県のご担当者であったり、あるいはパブリックコメントとか、そういったものにかけるということはそぐわないのか、あるいはどのようにお考えになっているのか教えていただければと思います。

○福島鉦山・火薬類監理官 資料1-1の43ページ、一番最後、今後のスケジュールの中で、まさにパブコメを行います。

○東嶋委員 済みません。

○新井委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。—特にございませんでしょうか。

そうしますと、ただいまご説明のあった内容について異議がないということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、次のテーマ、お願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 資料1-1の6ページ2-1でございます。「火薬・爆薬の範囲の見直しについて」でございます。規制対象とする火薬・爆薬の見直しということ

で、(1)前回の小委員会における中間整理でございますけれども、規制対象とする火薬・爆薬につきましては、平成2年以降新たな省令指定が行われていないので、今後は定期的に調査を行って対応すべきといったような整理がなされました。

対しまして(2)合同WGまでの検討状況でございますが、①でございます。事業者団体からの提案の概要ということで、昨年7月に事業者団体に調査を行いました。提案がなされませんでした。したがって、今回ご審議いただくものがないということでございまして、今後の方向性としましては、引き続き提案を募集していくといったようなことであります。

次の7ページもご説明させていただきます。同じ火薬・爆薬の範囲の見直しの中でも、今度は貯蔵時の薬種区分の見直しという項目がございます。(1)前回の小委員会における中間整理です。火取法制定時の主な爆薬はダイナマイトとTNT爆薬であったけれども、近年は、より安全で爆発時の威力が低いとされている硝安油剤爆薬や含水爆薬が主流になっていると。後者のみを貯蔵する場合の保安距離等の規制値を低減することの可否を検討した上で、貯蔵時の薬種区分の細分化を図るべきといったような方向性が示されました。

対しまして(2)でございまして、検討状況でございますが、試験データを取得いたしましたけれども、解析がまだ未了でございます。したがって、(4)の方向性としましては、データの解析をいたしまして、その結果を踏まえ、規制値について、来年度の貯蔵の技術基準の改定の一環としてWGのほうでご検討いただいた上で、改めてこちらのほうでご審議いただくということとさせていただければと思います。

以上でございます。

○新井委員長 最初のほうの火薬・爆薬の見直しという部分では、化学的にみたときというのと、成分を個々にみた場合、それが構成要素とか混合性の火薬・爆薬等になった場合と挙動が違ってということで、爆薬を火薬と認めたほうがいいのではないかというような状況が間々あったりすることがあります。そういうものは都度見直していかなければならないという趣旨だったのですけれども、今回そういう要望がないということで、今回は見送るということになったというところです。三宅WGのほう、いかがですか。

○三宅委員 これについては、ここに書いてあるとおり、WGでまだ解析未了ということで審議をしておりません。今、新井委員長のほうからお話ありましたように、学術的な観点から、爆発した場合の影響とか被害、威力、こういったことについて、このデータをもとにして今後検討を進めるべきというふうに考えています。

以上です。

○新井委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、皆様からのご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先に進めていきたいと思えます。お願いいたします。

○福島鉱山・火薬類監理官　次、8ページでございます。「軽微変更届出の対象範囲の拡大について」でございます。(1)中間整理。現行制度では、製造設備や火薬庫の変更工事を行う場合は、許可を受けて工事に着手して、工事後も完成検査を受験して、最終的に施設の供用が可能ということが原則でございます。他方で、照明設備等の取りかえ工事あるいは温湿度調整装置等の変更の工事等々につきましては、軽微な変更の工事として事前の許可を受けずに、工事完了後に知事等への届け出として、かつ完成検査を不要としております。ただし、こうした軽微な変更の工事として認められているものは、極めて限定的であることが課題になっています。限定的な中身は、要するに、今現在据えつけられているものと全く同じものでなければいけませんみたいな、そんなような指定のされ方がされているということは、もうちょっとフレキシビリティをもたせるべきではないかといったようなことでございます。

これにつきまして、②でございますが、軽微な変更工事の対象拡大の考え方も示されていまして、技術基準への適合方法（手段）に変更がなく、かつ火薬類の停滞量や発火等の危険性に変化がない場合は、安全性の確保が可能であり、軽微な変更の工事とすることが可能と考えられると。この考え方が今回の方向性の中でも変わらず、この考え方でいかがでしょうかといったようなまとめになってございまして、特に技術基準の適合方法（手段）といったようなものが何を指しているのかというのはちょっとわかりにくいものですから、8ページの下のほうに簡単にご説明させていただいています。

「技術基準への適合方法（手段）とは、技術基準に規定されている具体的要件に対して適合させるべき方法や手段のこと。例えば、技術基準の中に『鉄類を表面に表さない』というような具体的要件があった場合の適合方法（手段）としては、①鉄類以外の材質の部品を用いる、②表面を樹脂コーティングした鉄類の部品を用いる、③鉄類の表面に木の板を張る等がある。」と。

こうしたときに、技術基準への適合方法に変更がないといったようなことについては、例えば、「鉄類を表面に表さない」という具体的要件に対して、①の「鉄類以外の材質の

部品を用いる」といったような方法で当初段階に許可を受けていたら、この変更工事を  
する際に、同じように「鉄類以外の材質の部品を用いる」ということが満足していればいい  
のではないかと。全く同じものでなくても、この①の「鉄類以外の材質の部品を用いる」  
ということを満たしていればいいのではないかとというのがこの考え方でございます。

次のページでございます。対しまして合同WGまでの検討状況でございますが、事業者  
の方々からご提案いただきました。製造施設については15件、火薬庫については5件がご  
ございました。

次の10ページでございます。提案を踏まえまして、先ほど申し上げました2つの要件を  
同時に満たす——「取替え」というふうに表現をあえてさせていただいていますが、今現  
在、省令の中で「取替え」という表現をしているものですから、「取替え」ということを  
記載してございます。「『取替え』については、『軽微な変更の工事』として認めて良いの  
ではないか。」他方で、新設・増設・移設と表現されるようなものは、火薬類の停滞量へ  
の影響が生じる可能性等があることから、軽微な変更の工事としては認められないという  
ふうに整理をいたしました。

これに対しまして、今回ご提案いただいた提案の中身については、AとBに分けていま  
す。すなわち、変更の工事として認められると考えられるのは8件、認められないものは  
7件という整理をしてございます。

11ページでございますが、この方向性の中では、最初に申し上げましたとおり、当初の  
考え方を適用していったらどうかと。そうしますと、今事業者の方々からご提案のあった  
Aに分類される8件が、軽微な変更の工事として認められることとなります。特に、今後  
法令等の用語を精査し、省令を改正しますけれども、同時に、先ほどのことと同じでござ  
いますけれども、判断基準や例示基準を省令の施行時期までに制定することで判断にばら  
つきがないようにしていくといったような方向性をみています。ただし、火薬庫について  
の取り組みは、来年度の貯蔵の技術基準の見直しとあわせて検討させていただくというふ  
うに整理させていただいています。

以上でございます。

○新井委員長　私のほうから特に補足はないのですけれども、三宅座長、何かございま  
すか。

○三宅委員　この軽微な変更届の対象範囲については、やはり業界からの要望というの  
がございまして、いろいろ検討した結果、軽微な変更工事として認められるものというの

と、認めるとは考えられないものというふうに分けて検討した、結論を導いたという次第です。いずれも安全が確保されるかどうかという観点で検討を行いましたので、今後いろいろまた、新しいシステムですとか新しい技術が出てくる可能性はあるわけですが、それについて、また都度検討するということになると思います。

それから、やはり例示基準等をきちんと準備しておくということで、地域だとか許認可の際のばらつきがないということも非常に重要なポイントだと思いますので、その点も含めて、今後また検討を進めるというふうにしたいと思います。

○新井委員長　ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ。

○飯田委員　軽微な変更の工事と認めるための技術基準への適合方法に変更がないことということなのですが、その考え方の最終的なところが、「火薬類の停滞量や発火等の危険性に変化が無いこと」と書いてありますけれども、停滞量が少なくなる、危険性も小さくなる、より安全になる、こういう場合もよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。ですから、ここは「停滞量や発火等の危険性に変化が無いこと」ではなくて、ふえないこと、増加しないこと、というぐあいにしたほうが良いような気がしたものですから、ちょっと意見させていただきました。

○新井委員長　いかがでしょうか。

○福原火薬専門職　この括弧の意味は、軽微変更が認められる設備の範囲を決める意味の考え方を示させていただいておりまして、そういう意味では火薬類に直接接触するような設備であれば、それをもし変更なりをする場合には、火薬量の停滞量とか危険性に変化が起こるという可能性があるものですから、火薬類に直接接触しない設備等への変更は今後軽微変更として認めたいということでございます。その趣旨は、今まで照明設備、暖房設備と個別列挙していた設備だけを認めるのではなくて、火薬類に直接接触しない設備の変更については包括的に軽微変更の対象とするという意味でございまして、減少とかそういう量的な話ではございません。補足させていただきます。

○新井委員長　よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また先に進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官　12ページでございます。「庫外貯蔵可能品目の拡大について」ということでございます。(1)中間整理、①法的整理でございますけれども、火取法



では、火薬類の保管は火薬庫での貯蔵を原則としています。しかしながら、販売者や消費者の実情に応じるため、保安上の支障がない数量に限り、これらの者に対して火薬庫外の安全な場所での貯蔵を認めております。特に火薬庫外の安全な場所での貯蔵、いわゆる庫外貯蔵につきましては、※のところにございますように、またこれはこれで別の規則第16条において技術基準が設けられておりますので、庫外貯蔵というのはどこでもほっておいていいというような趣旨ではございません。

これに対しまして要望内容でございますけれども、国内で用途拡大が著しい、仮に発火・爆発したとしてもその影響範囲が限定的である比較的安全な火工品については、利用現場の実情に応じるべく、品目指定を経ずに柔軟に庫外貯蔵ができるようにしてほしいとの要望がございました。

これにつきましては、上の法的整理の中で「販売者や消費者の実情に応じるため」というふうに書いてございますが、今現在もお認めしているものというのは、まさに販売者や消費者の実情に応じるために決めた制度でございまして、今回の件も利用現場の実情に応じてほしいといったようなことにお応えするものでございます。

検討の方向性でございますが、ちょっと理解が難しい部分かと思いますが、ご説明させていただきます。方向性としましては、例えば国連輸送勧告における危険物分類——以下、国連危険物分類とさせていただきますが——の1.4Sに該当する火薬類につきましては、顕著な危険性を有しない火薬類であり、我が国においてもこれらの火薬について新たに庫外貯蔵を可能とすることが可能ではないかというご指摘をいただきました。また、庫外貯蔵を認める1.4S該当火薬類の貯蔵可能数量の定め方についての問題提起がなされて、今後、合同WGで検討することとされました。

なお、現行の規則や告示で既に庫外貯蔵が認められている火薬類の貯蔵可能数量については、仮に1.4Sの中に該当するものがあつたとしても、現行規則を優先するような形で、現行規則等で定める貯蔵可能量を上限とすべきとの意見が、まさに前回の小委員会のほうで述べられております。

次のページが、今の国連危険物分類による1.4Sの意味でございます。1.4というのは上側の危険区分でございまして、顕著な危険性を有しない物質及び物品でございまして、Sというのは隔離区分といわれているものでございまして、この両方を満たすものがこの1.4Sに分類されるわけでございます。

14ページでございます。合同WGまでの検討状況でございますが、この中で事務局から

のご提案としては、まさにこの1.4Sに該当する火薬類を新たに庫外貯蔵可能とするものとしてはどうかといったようなこと。

そして庫外貯蔵ができる対象者についてでございますけれども、現行の規則及び告示においては、庫外貯蔵が認められる者を明記、すなわち販売業者、火薬類の消費者等としております。したがって、今回新たに指定しようと考えております1.4Sに該当する火薬類についても、同様のものについての庫外貯蔵が認められるということにしてはどうかということでございます。

次のページでございます。庫外貯蔵可能量についてでございます。1.4Sに該当する火薬類は、主には火薬の爆発のガス圧を利用して弁やピストンを動かすための火工品でありまして、これらの火工品は、既に現行の告示で庫外貯蔵が認められている点火具と類似の構造を有しておりますので、その点火具が認められている庫外貯蔵数量と同程度の量を、今回の1.4Sに該当する火薬類の庫外貯蔵としてはどうか。具体的には、その下の販売業者は4キロ、火薬類の消費者については200グラム以下というふうなものがご提案でございました。

対しまして方向性でございますが、まさに今申し上げましたとおりのことについて方向性を示させていただいてございます。

以上でございます。

○新井委員長 三宅座長、何かございますか。

○三宅委員 本件は、WGの中でも比較的いろいろな意見が出た中で、議論を経て結論に導かれた項目です。ポイントとしては、国連勧告に従った取り扱いについて合理性と火取法との趣旨の確認、もう一つは、今回の規制緩和というか見直しをした場合に、不測の事態が発生したことに備えても、きちんと安全が担保できるかというような観点での議論でした。

もう一つは、最後に16ページに書いてありますように、緩和することによって、社会的なリスクもそうですが、いわゆる事業者の考え方にちょっと緩みが出ないかという、そういう懸念もありました。しかしながら、いろいろな議論を経て、これに関してはきちんと産官学並びに業界を含めて目配りをしていくというようなことで、この方向性を認めるという結論に至りました。

以上です。

○新井委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様のほうからご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○三浦委員　　今、三宅先生のご解説で大丈夫なんだなとちょっと安心はしたのですが、何グラムでどのぐらいのことが起こるのかとはいうのは、私たち一般消費者はなかなかわからないんですよ、グラムでいわれても。もちろん目配せをするということで、そういう許可ということでもいいのでしょうか、すごく心配なのは、以前事故があった、撮影に使われるような仮面ライダーの爆発シーンとか、映画が使う何とかとか、ああいう感じで、200グラム以下なのだけど、それをもっている消費者に例えばすごく悪い人がいて、10人ぐらいでそれぞれがもっていてとかという、何か悪いことをいつも想定していて申しわけないのですが、そういうような不測の悪意をもった確信犯みたいな者が出たときに、どうやってチェックするのかとか、ちょっと細かいことをいってしまうと、いろいろなりスクアセスメントが必要かなというのはちょっと思いました。考え過ぎかもしれませんが、それは感想です。

○見上委員　　貯蔵だから。

○三浦委員　　貯蔵だからね。もっていることと使うことは違うと。見上先生の解説でよくわかりました。ありがとうございます。安心しました。

○新井委員長　　よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。—よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次、お願いします。

○福島鉦山・火薬類監理官　　17ページをお願いいたします。「安定度試験の見直しについて」(1)中間整理。「火薬類の経時変化による自然発火等の災害の発生を防止するため、法第36条で、火薬類の輸入者及び製造後一定期間を経過した火薬類を保有する者に対して安定度試験の実施及びその結果の都道府県知事への報告を義務づけて」おります。

対しまして、以下の問題点が指摘されています。①試験に用いる試薬の入手困難性。安定度試験の試験方法は、法制定時昭和25年と変わっておりません。そのうち特に耐熱試験につきましては、現在は一般に販売されていない試薬を用いる必要がありまして、メーカーに特注で製造していただいていると。また、当該試験の判定には非常に熟練を要すると。そのため、耐熱試験を一般的に用いられる試験装置等を用いて、かつ熟練者でなくても評価することが可能な代替試験方法ができないかといったようなことで委託調査を行うことというふうにしてございます。

もう一つの課題でございますが、輸入者に対する安定度試験の義務でございます。輸入

者に対しましては、製造日からの経過年数にかかわらず、輸入直後に安定度試験を行うことを義務づけております。また、この義務についての数量の下限は定めておりません。

したがって、現場で困っているといったような声でございますけれども、数グラム、1グラムとか2グラムのサンプル輸入の場合でも、この安定度試験を行うために3～10グラムを上乗せして輸入することが求められてしまっていると。そのため、製造年月日が明確な火薬類の輸入後の安定度試験結果について収集して、製造年月が明確な火薬類等について、輸入後の安定度試験を緩和できる条件を検討してはどうか。要は、現場でどんな状況になっているのかといったようなことを調査してみてもどうかといったようなご指示をいただいております。

対しまして(2)でございますけれども、検討状況でございます。①試験に用いる試薬の入手困難性についてでございますが、これにつきましては、代替試験法につきまして今年度末までに結論を出す予定にしております。したがって、今現在では結論は出ておりません。

2つ目の輸入者に対する安定度試験につきましては、安定度試験の結果を知っておられる都道府県さんのほうに調査をさせていただきました。

次のページでございます。これは調査結果でございます。対象年度としましては、平成22年度から昨年度まで。対象件数としては87件ほどでございます。この87件、実際どこから輸入してきたかという実績は、事細かくはチェックすることはできなかったのですが、恐らくは、主にはアメリカあるいはヨーロッパ、ドイツ、そして中国あたりからの輸入ではなかろうかというふうに想像されます。この87件につきましては、実際、安定度試験の結果で不合格になったものはなかったといったような情報が得られました。

したがって、事務局案でございますが、製造年月日が記載されていないものも含めて87件全てにおいて結果は合格したということは、一般的に輸入火薬類の安定度という観点での品質は信頼できると判断されるのではないかと。したがって、輸入直後の安定度試験の実施は不要として、国内製造の火薬類と同等な扱いとしてよいのではないかとという方向性を示させていただきました。

20ページでございます。WGでは幾つかご意見をちょうだいいたしました。それらを含めてこの方向性の中で、①製造年月日が明らかな火薬・爆薬の輸入直後の検査義務は廃止する。ただし、さすがに製造年月日が明らかなものについては、従来どおり輸入直後の検査を必要とする。2つ目の新たな試験方法については、引き続き検討を行う。3つ目

は、合同WGでのご意見を踏まえたものでございますけれども、検査対象についてはニトロセルロースに限定してはどうかといったような意見がございましたので、これについても引き続き検討を行うということでございます。

次の21ページです。これが今現在の制度でございまして、四角囲いの上、対象者の中に「輸入者」とございます。この輸入者につきましては、検査頻度としましては輸入直後に試験が必要と。対しまして所有者というのは、例えば国内で製造されたものが提供されたものでございますが、こちらのよう、例えば製造年月日からの経過年数に応じて検査をする。ただし、これは直後というものでございまして、年に1回とか、そういったような決め方がされているといったようなことでございます。

以上でございます。

○新井委員長　ありがとうございます。

本件ですけれども、冒頭ありましたように、ヨウ化カリウムデンプン紙を使った試験ということで非常に熟練を要すると。リトマス試験紙みたいなものを考えていただければいいのですけれども、ヨウ化カリウムデンプン紙という真っ白い紙が赤紫色に変化をします。私がみても変化はわからないのですけれども、熟練の方は、ビンとここだというふうにいわれまして、それは各社で集まってやったことがありますけれども、皆さん一致いたします。ですから、なかなか微妙な試験なのですけれども、決していいかげんな試験ではなくて、きちっとしているのですね。ただ、そういう意味で素人がやってもほとんどわからないというような試験ですので、もう少しいい方法がないのかなということを探していくということ。

それから、最後のほうにありましたけれども、硝酸エステル特有の現象なものですから、本来科学者から考えると、硝酸エステルを含んでないものに対しては要らないのではないかなというのは前々から思っていたところですが、この辺のところも、もう一度精査し直して考えていくということだと思います。

三宅座長、何か。

○三宅委員　WGの議論も、今、新井委員長のお話しされたとおりですので、特に補足はございません。

○新井委員長　ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○友田委員　今ご説明をいただいた19ページの下の事務局案の輸入のところなのですけ

ど、「国内製造の火薬類と同等の扱い」といっておられるのは、21ページの表の輸入者の欄が、所有者の一番右のところと同じになるというふうに理解してよろしいのですか。

○福島鉦山・火薬類監理官 そのとおりでございます。

○友田委員 わかりました。ありがとうございます。

○新井委員長 ほかにはいかがでしょうか。——よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 22ページ、その他でございます。「指定検査機関制度について」でございます。(1)中間整理でございます。①でございますけれども、製造施設または火薬庫は、経産大臣、都道府県知事が行う保安検査等を受けなければならないが、経産大臣が認めた指定検査機関は、この検査について大臣や知事にかわって行うことができるという制度でございます。これは平成11年度に創設しておりますけれども、余り活用されてないのが現状であると。

対しまして②でございますが、これは行政担当者が検査を行うことは大きな業務負担になっており、また経験の蓄積という面でも課題ではなかろうかと。まさに三浦委員にご指摘いただいた、都道府県の検査を担当される方々の業務負担あるいは経験不足というものを補うべき制度であるというものです。

③でございますけれども、実態はこの制度は余り活用されてないので、その原因は何なのか、まずは調査しようというふうなのが方向性として示されました。

次のページでございます。検討状況としましては、まず都道府県の方々と意見交換を継続中でありまして、今後の方向性としまして、引き続き意見交換を行いつつ、必要に応じて、改めてこの小委でもご審議いただくというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○新井委員長 この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○鈴木委員（穂積代理） 神奈川県でございます。先ほど三浦委員からトップレベルというふうにお褒めの言葉をいただいたのですが、実情を少し話させていただければというふうに思っています。

火薬の保安業務について、神奈川県の場合、化学の専門職が現実に今やっております。大きく3点ほど課題がございます。1点目として、火薬関連の許認可自体の案件が非常に

少ないという状況がありまして、地域割で担当者1人が担ってやっているというケースがあって、なかなかベテラン職員、若手職員というセットでいろいろな情報を伝えていくようなことが現実、現場でできていないということで、いわゆる技術伝承のノウハウがされにくい状況になっている業務でございます。

2点目とすると、化学職自体の職員が今減らされている中で——昔は、5年とか10年とかかなり長い方がやっておりました。その方が中心になっていろいろ教えたりとかしていたのですが、今かなり人事ローテーションがきっちりしまして、ほぼ3年で異動すると、こういった状況に現実なっております。

3点目は、29年から指定都市に権限が移譲しますので、さらに業務が地域へ分散していくといった状況でございます。

こうした3つが理由としてあるのですけれども、22ページの②に記載していただいたように、県の担当者が今後も一定の保安レベルを保ったままでこうした検査を行っているのは、かなり現実問題とすると難しい状況になっています。ただ、そうはいつでも、我々は地域の保安力を確保する、これは非常に重要な課題だと思っています。本来は、行政機関がきちっと職員を長期的なビジョンに基づいて育てていかなきゃいけない。これは我々も一生懸命言っているのですが、業務量が少ないということと相まって、なかなか難しいというのが現実でございます。現実のところから組み立てていかないと、困るのは地域の方々、保安が不安定になる方々でありますので、一番ノウハウをもった県の協会の方に、指定機関というような制度がせっかくありますから、お力をいただきながら、県と一緒にやってやるような形をぜひとりたいというふうに考えております。

ただ、もう一点難しい問題があって、神奈川県で火薬の関係でノウハウ、知識、経験を一番お持ちなのは、協会の会員さんで実際のお仕事をされている方々、これは間違いないと思うのですね。ところが、一方で検査ですから、公正にしなければいけない。いわゆるお手盛りの検査になってしまう、こういう課題も一方当然出てまいります。我々も非常にそこは危惧しております、自分の会社の職員が行って自分の会社の倉庫を検査する。これは誰がみてもおかしいと当然思いますよね。ですから、そうならないようにしながら、かつノウハウをもった方ができるようにどうすればいいのかということで、今、国ともご相談させてもらっているところでございます。

ですから、そんな簡単な課題ではないとは思っているのですが、今後の地域の保安力を担保していく、長い目で考えていく上では、この指定検査機関という制度は必ず活用すべ

きものだというふうに思っていますので、公平性をどう担保するかをしっかりと議論させてもらいながら、我々も、県としてぜひ協会さんと一緒になって保安を進めたいなというふうに思っています。これは意見というよりも今の現状ということでお話しさせてもらいました。

以上です。

○新井委員長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○三宅委員　まさに今のご意見のとおりだというふうに理解いたしておりますけれども、これは火薬の業界に限った話ではないと思うのですね。ですから、ほかのいろいろな業界ですとか分野のことも参考にしながら、先ほど産業実態に即してという審議官のお言葉がありましたように、可能な範囲でいろいろな取り組みをしていく。皆さん共同できちんと目配りをしていって、その地域の保安力をさらに向上させていくという、そういう方向で行くべきものだろうと思います。

その観点でいうと、実際の経験をおもちの方ですとか、いわゆる法律に通じておられる方ですとか、あるいは学術研究に知識をおもちの方、あるグループで取り組んでいくというようなことがこれからますます重要になってくるだろうというふうに感じています。

以上、コメントです。

○新井委員長　ありがとうございます。

○福島鉦山・火薬類監理官　私自身も、まさに今の指定検査機関制度も含めて、あと三浦委員もお話しされたように、火薬に係る保安行政を担う人材問題、これは本当にこの分野における最大の課題ではなかろうかと思っております。日本の人口減少下におけるいろいろな産業分野で起こっている現象ではあると思うのですけれども、扱う物が物だけに間違いを起こしちゃいけないというところなので、本当に全体としてどういうふうに今後、10年後になったらどんなになっちゃうのだろうといったような危惧をもっておりまして、これにつきましては、まさにきょうご参加いただいている皆様方に、我々と一緒に知恵を出していただき、実行に移していくといったようなことが必要なことというような捉え方をさせていただいております。

以上です。

○新井委員長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。



それでは、審議事項を終わりました、次に、報告事項についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○福島鉱山・火薬類監理官 24ページでございます。報告事項でございます。1から順を追ってご説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。適用除外火工品の試験方法について、(1)中間整理。火取法では、内規で規定されている7つの試験に基づく検査の結果、安全基準をクリアした火工品については、法適用から除外される。ただし、新たな火工品の開発・普及が進展している中で、以下の取り組みによって、この審査の簡便化、迅速化あるいは適正化を図るべきと報告されています。

①でございますけれども、具体的には、以下のような検討を進めるべきというふうにされました。1つ目が、内規で規定しているまずは7つの試験方法について、それに基づく安全基準の適切性の確認ということ。2つ目が、ある一定要件を満たす火工品について、安全性確認試験の一部の免除ができるのではなかろうかといったことについての検討。そして国際的に認定されている試験方法の準用です。加えまして②でございますが、外形基準による適用除外の可能性も検討してはどうかと。要するに、薬量あるいは外殻構造によっては適用除外になるものがあるのではなかろうか。これについては海外調査を実施してはということで、2月に海外調査を実施する予定でございます。

(2)検討状況でございますけれども、実際に関係団体の方々にお伺いしましたところ、現在内規で定められる7つの適用除外火工品の試験方法にかわる試験方法の候補として、9つの試験が提案されました。方向性でございますが、(4)でございますけれども、試験方法の準用の可否については、別途、火工品検討WGのほうで検討いただくこととしてございます。また、外形基準による適用除外につきましては、今年度の委託調査の結果を踏まえて、来年度のWGで検討いただくといったようなことになってございます。

これは報告事項でございますので、続けて報告させていただきます。27ページでございます。「製造『変形』行為の範囲の見直しについて」、これはわかりづらい表現もあるので、説明で何とかカバーできたらと思っておりますけれども、火取法が規制する製造行為の中には変形行為が含まれています。要するに、変形行為であっても製造として許可が必要と。典型的な変形行為としては、火薬・爆薬の分割や成型があるけれども、火工品と他の部品との取り付け、取り外し行為等についても変形行為に該当すると運用されてきております。

ただし、安全装置を中心に、近年では安全性の高い新しい製品の開発・普及が進展していることを踏まえまして、以下の要件を満たすような変形行為に該当すると考えられる具体的事例については、今後は変形行為としない行為を類型化してはどうかといったようなことが示されました。

28ページです。対しまして検討状況でございますけれども、具体的に13件の提案がございました。この提案内容を分類いたしましたところ、②でございますが、(i)既に現行の解釈でも製造行為に該当していませんと。だから事業者さんサイドは、これは製造行為で許可が必要といったような認識をされていたものがあったのですけれども、実はもう既に規制の対象外だったと。これが4件。

そして(ii)でございますけれども、変形行為に該当して、かつ(1)の以下の要件を満たすと考えられる行為、これは3件ございました。したがって、この3件が今後は法適用を受けない行為として認められることとなります。

次のページでございますけれども、29ページでございます。今申し上げましたとおりでございます。

30ページです。火薬庫の占有義務の対象範囲の見直しでございます。(1)中間整理でございますけれども、火取法は販売業者等に火薬庫の占有義務を課しております。火薬類を一切直接取り扱わない場合など、都道府県知事の判断で特例的に占有義務を免除している場合がございます。販売業者の営業活動が変化いたしまして、みずからは庫外貯蔵可能な数量以下の在庫しかもたず、大量注文へは製造元から納入先へ直納する営業形態が拡大しておりますけれども、このような場合でも、販売業者は火薬庫の占有義務を満たすため火薬庫を維持しているといったようなことが指摘されています。

火薬庫の占有義務の免除対象を見直すべきと。一方で、火薬庫占有義務が免除されますと、現在の法制度的には、火薬類取扱保安責任者の選任義務があわせて免除されること。加えまして、責任者が選任されないことで保安意識の低下につながるおそれがあることへの懸念が明確に指摘されました。このため、火薬類取扱保安責任者が不在とならないような占有義務の免除の範囲及びあり方を検討すべきであるといったようことを指摘いただきました。

検討状況でございますけれども、この指摘に対しまして、実際、都道府県さんのほうでどのような本件についての運用実態をされているかの調査をいたしました。

次のページでございます。調査の結果でございますけれども、1つ目の○、占有義務の

免除許可を都道府県さんがされる際に、火薬類取扱保安責任者免状所持者の要求状況。これは何を意味しているかといいますと、法的には占有義務の免除を許可した場合には、保安責任者の不在も許してしまうということになってございます。対しまして我々の希望としては、行政指導ベースではあるけれども、しっかりと要求していただいていたらいいなといったような希望の中で調査いたしましたところ、実際要求してないと。すなわち、現場サイドでは、占有義務免除の許可を都道府県さんが出した場合に、責任者が実際不在になってしまっているといったような状況になっているということが45件、要求してないといったようなことがございました。

また、要求していることについて、要求している行為ができる限り事業者、あるいは制度的にも納得的な要求をしていることを我々は希望していたのですが、次の○でございますけれども、実際は1つ目も指導、2つ目も指導ということで、あくまでも行政指導の範囲と。例えば条例等で定めるとかいうようなことではなくて、指導ベースで行っていることが非常に多いということでもございました。

次のページでございますけれども、この結果を踏まえまして事務局の考え方としましては、法第13条によって――前段は割愛しまして、「これらは」ということでもございますけれども、販売業者の保安面に関する体制の弱体化や知識や知見の減退を生むこととなるので、したがって、一律に火薬庫の占有義務を免除して取扱保安責任者の選任義務を外す措置を構うべきではない、といったような方向性を示させていただきました。

対しまして次のページでございますけれども、WGのほうでも同じような方向性でご納得いただいたというところでございます。

3. は以上でございます。ちょっと理解が難しいかもしれません。済みません、なかなかわかりづらい内容で。

次の34ページです。これは情報の収集・活用ということでございます。(1)前回の中間整理でございますけれども、まずは1つ目、事故の定義の明確化を図るべきではないかといったところでございます。一番下のほうでございますけれども、自治体による解釈の差が出てしまっている。これは、法的に事故報告として国に対し都道府県を通じて提出いただくべき事故の定義が不明確であるということから、現場サイドでは、都道府県によってその解釈に違いが出ているというような問題点でございます。

2つ目の課題でございますけれども、軽微な事故の区分についてでございます。現状、事故はA級、B級、C級に分類してございます。以下に示されるように、人的・物的被害

が生じていない軽微な事故の扱いについての問題点が指摘されました。具体的には、C級事故には、重傷者を含む事故を起こした案件と人的・物的被害が生じない軽微な事故を起こしたものが同じ扱いになっている。加えまして、C級事故のうち非常に軽微な事故であっても、同一事業所内で1年を経過しない間に同じような事故が発生した場合、B級事故扱いになってしまうといったような問題。

以上の指摘に対しまして、以下の検討を行うべきとのご指摘がなされた次第です。現在のC級事故から人的・物的被害が生じない等の軽微な事故につきましては、C2級の事故として整理して、かつC2級事故につきましては、同一事業所内で1年を経過しない間に事故を起こしてもB級扱いとしない、ということとしてはどうか等々が指摘されました。

36ページが具体的な今の事故の定義でございまして、この事故の定義はマニュアルの中で指定させていただいているのですが、左側が高圧ガス保安法による事故マニュアルの中の事故の定義、非常に詳しい。対しまして今の私どもの事故の定義は、右側のように非常にシンプル過ぎる内容になっているということです。

次の37ページでございましてけれども、今申し上げましたような方向性でご提案申し上げまして、ご意見をちょうだいいたしました。

最終的に38ページでございましてけれども、もともと、ご提示いただきました方向性に基づいて今後は分類していくといったようなことを考えてございます。

具体的には、資料1-6に事故等の定義を示させていただいています。これが具体的なものでございますので、ご参考までにご利用いただけたらと思います。

40ページでございまして。「保安責任者の代理者の兼任について」でございまして。前回の中間整理でございましてけれども、火取法は製造・貯蔵・消費時の保安監督のため、製造保安責任者または取扱保安責任者の選任義務を義務づけております。加えまして、保安責任者の長期的な不在等にその職務を代行させるため、保安責任者の代理者の選任も義務づけております。しかしながら、事業規模の縮小等を背景としまして、1人の代理者によって複数事業所の代理者を兼任できないかといったような要望が現場サイドからなされている次第です。要は、人材が非常に少なくなっているといったようなことでございます。

次のページでございましてけれども、(2)検討状況でございまして。まず、現状でございましてけれども、①通達によって、「極く近くの事業所」の方の兼任を認めていいというふうになってございます。したがって、この「極く近く」というのが、事業者さんによっては、「極く近く」に事業所のないところとかの方々が非常に困ってしまうということで

ございます。

こういったことから事務局案としましては、まずは通達を改正して、この「極く近く」というのを削除する。あと、代理者の権利可能な条件を明確にすべきといったような指摘が当初なされたのですけれども、例えば6時間以内に行ける、あるいは12時間以内に行ける、24時間以内に現場に行けるとかというようなことの具体的な要件を検討したのですが、いずれのケースも、例えば現場の責任者が、現状、丸1日であれば不在していいということになっていまして、例えば家に帰って寝ている間に病気になって現場へ行けなくなったと。そうしたときに、その病気になるタイミングが、1日経過する直前ぐらいに病気になってしまった場合に、兼任者が例えば6時間で行けるといったとしても、現場には結局1日の不在を生じさせるといったようなことから、要件としては、あくまでも法律を遵守する範囲内でのといったようなことがよろしいのではないかということで、あえて代理者がいらっしゃる場所等々についての規定は定めないということといたしました。そういうことが、次の42ページ、方向性のところでも示させていただいています。

以上でございます。

○新井委員長　ありがとうございます。

それでは、以上5件の報告事項についてですけど、まず三宅座長、何かございますか。

○三宅委員　5件について、WGのほうでもいろいろ検討した結果をここに報告していただきました。特に最後のところで、保安責任者の代理の兼任のところにおいて、いわゆるほかの危険な物質ですとか、あるいは管理をしなければいけないシステムとどういふふうにかかわり合いがあるのかということもいろいろ検討したところですけども、一つの考え方としては、産業実態に即してということがあると思います。

一方、火薬類について先ほど来いろいろ申し上げているように、非常にきちんと管理をされた状態で保管や取り扱いがなされているということ。ただ一方では、何か一旦事が起きた場合には、火薬の場合には反応が非常に速いので、途中でとめるということは恐らくできないでしょうから、その場合にも対応できるというような——対応できるというのは、被害を最低限にするという措置がとれるような形で安全を管理する、ということはどういふふうにかかるといふような議論もありました。結局のところ、この24時間ということの一つ書き記すことによって、より管理を明確にしていくというようなことで、保安を確保しながら産業実態に即して規制についてのあり方というのを明確化していくという議論がなされたということになります。

以上です。

○新井委員長　ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○小勝委員　煙火協会なのですが、事故についていろいろご検討いただきましてありがとうございます。ちょっとこの中に今までも出ておりましたように、事故の定義的なものについてなのですが、いろいろな例示基準というか、今後は例示を集めていきたいということと理解しておるわけですが、例示という中に、依然として、同じ現象であっても報告が上がったものは事故1件。同じような現象でも、というか、極端な話、全く同じでも報告が上がらなかったものはカウントされない。ここら辺を今後どういうふうにするか。

また、我々も事故の件数が多いということについて文句をいうというわけではないのですが、多いものについては、当然今後の対策について検討しなきゃいけない点でございますので、大変貴重な情報だとは思っております。ただ、当初から事件、事故何件というところからスタートするところに範囲が入るか入らないか。今の例示についていろいろ今後示されていくというふうに理解しておるわけですが、その例示そのものが、果たして事故としてカウントされるものかそうでないものかを、どなたが判定をするというか判断をされるのか。それは、その時点で判断されたものが時間とともに変わっていくものなのかどうなのか。あるいは先ほど来、各都道府県さんのお考えもあると思いますが、やはりばらつきみたいなものがどうしても出る可能性はあるのかなと思いますので、そこら辺について、ある程度基本的な方針を皆さんがよくわかるような形でお示しいただければありがたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官　今の事故の明確化のところにつきましては、これまで事故というふうに、定義ではなくてイメージですかね、あるいは実態で指定させていただいたものについては、引き続き、同様に今後も事故というふうにしていくと。ただし、WGでしっかりとご議論させていただいたときの私どもの提案でございましたけれども、AからC1級までの事故とC2の事故については、これはある種別の表現をするような形で、C2事故というのはこういった中身なのですよということをしっかりと世の中にお伝えしていくことと考えております。ただ、C2も含めた事故全体は、一応事故というふうにはな

りますけれども、今後C1までの事故のデータ、それとC2の事故のデータというものの扱いの仕方によって、今小勝さんがおっしゃられたようなことに対して私どもとしては対応していけるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○小勝委員　どうもありがとうございます。WGで委員の方がいろいろなお意見をいただきましてここまでようやく来ていると思いますので、今後とも、またぜひよろしくお願いいたします。

また、全く別になりますけど、きょう資料も読みやすく、大変大きなふうにしてもらいまして、ありがとうございます。

○新井委員長　ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○飯田委員　事故の定義に関してちょっと希望をいわせてもらいます。今、監理官のほうからご説明あったように、AからC1とC2級事故は分けて考えると。C2級事故はこういうものだということをちゃんと周知していくというお話があったのですがけれども、私は、C2級事故という、事故という名称がやはりネックになると思います。なぜかという、事故と言われたら、やはり届け出るかどうか県のほうも迷われるでしょうし、本来であれば事故にはならないヒヤリハットであっても、幅広く収集してヒヤリハットから事故が起こらないような対策を練っていくというのが一番理想的な形だと思うのですがけれども、ヒヤリハットを集めようとした場合に、ヒヤリハットをC2級事故の中に入れていこうというお考えだと思うのですがけれども、事故と呼ばれたらやはりヒヤリハットは届け出ない、届けたくないと思うのが素直な感情ではないかと思うのです。

ですからC2級事故、事故という名称をどうしても使わなきゃいけないのであれば、提案ですけれども、「C2級事故（危険事象を含む）」とか、「C2級事故にはヒヤリハットを含む」でもいいですけれども、そういうヒヤリハットも含めて一応定義としてC2級事故にしているのだと。そういうことを周知していただければ、ヒヤリハットを集めやすくなるでしょうし、事故の対策も練りやすくなると思います。ですからC2級事故の名称に関して、危険事象を含むとか、ぜひそういう配慮をやっていただければという希望です。

以上です。

○新井委員長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また以降のWGで十分に話し合ってくださいということをお願いいたしまして、

次に進めていきたいと思えます。

次は議題2、平成28年度以降の技術基準等の見直しについてです。説明をお願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 資料2の前に、先ほどの資料1-1の一番最後のページをまずごらんになっていただければと思います。今後のスケジュール—今後のスケジュールというのは、きょうご議論いただいたことについての今後のスケジュールでございます。平成28年ですけれども、4月以降に省令等の改正の省内検討をしてパブコメをする。その次に公布がありますけれども、来年の4月の施行を目指しまして、それまでに例示基準、判断基準の整理をして、各都道府県における判断のばらつきがないようにといったようなことを考えてございます。

あと、資料2のほうをお願いいたします。これは全体的なことでございます。「平成28年度以降の技術基準等の見直しについて」ということございまして、1. 検討課題の抽出でございます。昨年3月の小委員会が始まるまでに、昨年2月ですけれども、取りまとめられたリストがございます。これについて再整理を行うために、2つ目の括弧でございますが、改めて事業者団体の方々との打ち合せをさせていただくこととしてございます。その上で、要望の高い案件あるいは即効性のある案件等々、優先順位をつけて課題を抽出して取り組んでいく。また、その全体像につきましては、3月に再度開催していただくこの小委員会のほうでご審議いただく予定にしております。

加えまして、既に申し述べてございますが、(4)にございますように、平成28年度は貯蔵の技術基準の見直し、さらには29年度には消費についての技術基準の見直しを検討しているということとさせていただければと思っております。

以上です。

○新井委員長 それでは、平成28年度以降の技術基準の見直しについて、ご質問、ご意見、ご希望等あればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。—ありがとうございました。

それでは、事務局におかれましては、引き続き火薬類の技術基準等の見直しについて進めていただきたいというふうに思います。

それでは、議題2を終了させていただきます。

議題3、その他ですけれども、何かございますでしょうか。

○福島鉦山・火薬類監理官 その他はございません。今申し上げました次回の小委員会、



これは3月18日に予定してございますので、また何とぞよろしく願ひいたします。

○新井委員長　それでは、これをもちまして本日の第6回火薬小委員会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しいところ熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——